

義務標準法の改正による 30 人以下学級の実現を求める意見書（案）

近年、いじめ・不登校や貧困による教育格差の問題などをはじめ、子供たちを取り巻く課題は複雑かつ多様化しており、児童生徒の状況を的確に把握して対応するとともに、これまで以上に児童生徒一人一人の個に応じた、きめ細やかな学習指導及び生活指導の充実を図る必要がある。

また、学校の授業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、教室内における身体的距離の確保が求められている一方で、現行の義務標準法による学級編制基準では、児童生徒間の十分な距離を確保することが困難であり、その対応は学校現場で大きな課題となっている。

さらに、今後予想される感染再拡大時の学校臨時休業等の緊急時においても、子供たちの学びを保障し、教育活動を継続するため、オンライン学習等を含む「GIGAスクール構想」の実現に向けたICTの活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境整備が求められている。

将来を担う子供たちへの教育は非常に重要であり、既存の教育予算の削減や付け替え等によることなく、十分な財源が確保されることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒へのきめ細やかな学習指導及び生活指導の充実を図るため、義務教育全ての学年で30人以下学級が実現できるよう、現行の義務標準法を改正すること。
- 2 児童生徒の発達段階に応じた個別最適な学びを実現するとともに、全ての子供たちの学びを保障するため、既存の加配定数を堅持して、十分な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官